

東京成徳大学経営学部履修規程

(趣旨)

第1条 東京成徳大学経営学部（以下「本学部」という。）において開設する授業科目の履修については、東京成徳大学学則の規定によるほか、この規程の定めるところによる。

(教育課程の編成)

第2条 本学部の教育課程は、基礎科目、教養科目、関連科目、マネジメント科目、ビジネス科目、キャリア科目、ゼミナールからなり、各授業科目を必修、選択に分け、これを各年次に配当して編成する。

2 東京成徳大学学則第20条の規程に基づき、授業科目及び単位数は別表のとおりとする。

(単位算定の基礎等)

第3条 授業科目の1単位当りの授業時間数は、次のとおりとする。

(1) 講義については、1時間の講義に対し、教室外における2時間の準備又は学修を必要とすることを考慮し、毎週1時間15週の講義を、1単位とする。

(2) 演習については、2時間の演習に対し、1時間の準備を必要とすることを考慮し、毎週2時間15週の演習を、1単位とする。

(3) 実習・実技については、学修はすべて実習場などにおいて行われるものであることを考慮し、毎週2～3時間15週の実習又は実技を、1単位とする。

2 授業科目のうち、1年間にわたり継続するものを通年科目と称し、前期又は後期で完結するものを半期科目と称する。

(卒業に必要な修得単位数)

第4条 卒業するために必要な修得単位数は、124単位以上とする。

(履修方法)

第5条 基礎科目は、必修6科目6単位を配当された年次及び学期に修得する。

2 教養科目は、10単位以上を配当された年次及び学期に修得する。

3 関連科目は、「経済分野」、「法律分野」、「情報分野」及び「心理分野」に区分し、必修(5科目9単位)を修得し、なおかつ各分野からそれぞれ2単位以上、合計17単位以上を配当された年次及び学期に修得する。

4 マネジメント科目は、「経営学分野」、「会計学分野」及び「マーケティング分野」に区分し、必修6科目12単位を修得し、なおかつ「経営学分野」から10単位以上、「会計学分野」、「マーケティング分野」からそれぞれ6単位以上、合計34単位以上を配当された年次及び学期に修得する

5 ビジネス科目は、「ファッション分野」、「エンターテインメント分野」及び「トラベル・ホスピタリティ分野」に区分し、配当された年次及び学期に修得する。

6 キャリア科目は、必修6科目10単位を含む10単位以上を配当された年次及び学期に修得する。

7 ゼミナールは、配当された年次及び学期に修得する。なお、4年次のゼミナールⅢ・Ⅳを履修するにあたっては、3年次累計GPAが2.00以上であることが望ましい。

(開設授業科目等の公示)

第6条 当該年度に開設する授業科目、単位数、通年、前期、後期等の区分は、原則として学年の始め

に公示する。

(履修申請)

第7条 学生は、当該年度に履修しようとする授業科目について、通年科目と前期科目を4月の所定の期間内に、また後期科目を9月の所定の期間内にそれぞれ履修登録の申請を行わなければならない。

(単位修得制限)

第8条 1年次の一年間に履修・修得できる単位は40単位を上限とし、2年次以降において一年間に履修・修得できる単位の上限は、累計GPAが1.00未満の者は35単位、1.00以上3.00未満の者は40単位、3.00以上の者は45単位とする。ただし、前期に修得できなかった単位数を後期履修登録に上乘せできる。

(受講制限)

第9条 学部長は、特定の授業科目について受講者及び受講者数を制限することができる。

(履修科目等の指定)

第10条 学部長は、学科の教育上特に必要と認める場合には、特定の授業科目について、あらかじめ履修すべき科目又は修得すべき年次、学期を指定することができる。

(成績評価)

第11条 成績は、各科目の到達目標の達成度並びに学修成果が、試験やレポート、提出物、成果発表等の取り組みに基づき、総合的かつ適正・厳格に評価され、次表の評価基準にそって段階づけられる。

評価	区分	評価基準	GP	評価基準の記述
S	合格	90~100	4.0	当該科目の到達目標を十分に達成し、非常に優れた学修成果をおさめている
A		80~89	3.0	当該科目の到達目標を十分に達成し、優れた学修成果をおさめている
B		70~79	2.0	当該科目の到達目標を達成し、一定の学修成果をおさめている
C		60~69	1.0	当該科目の到達目標を最低限達成し、やや学修成果もみられる
D	不合格	0~59	0.0	当該科目の到達目標を達成せず、学修成果も不十分である

*GP (グレード・ポイント) は「各評価段階の得点」を示す。

注1 他大学・短期大学で修得した単位認定などの評価は「認定」とし、GPAに算入しない。

注2 履修登録した科目について、定められた期間内に「履修取り消し」の手続きをとらず履修放棄した場合はD評価 (不合格) とする。

注3 定期試験欠席者や再試験対象者への暫定的な評価について、所定の試験欠席事由により届出し、追試験実施対象となった場合は「追」、再試験対象者となった場合は「再」と表記する。

注4 前項での最終評価は、追試験受験者は上表のいずれか、再試験受験者の評価は「B」、「C」、「D」のいずれかとする。

(GPA (グレード・ポイント・アベレージ) 制度)

第11条の2 学生の学業成績を測る基準として、GPA制度を採用し、その計算方法は以下のとおりとする。

$$\text{GPA} = \frac{(\text{Sの単位数} \times 4) + (\text{Aの単位数} \times 3) + (\text{Bの単位数} \times 2) + (\text{Cの単位数} \times 1)}{\text{履修登録科目総単位数}}$$

*小数点第3位以下四捨五入

*分母の総単位数には、不合格科目（評価が「D」）の単位数を含む。

*累計 GPA は、入学後に履修した総ての科目についての GPA を表示する。

*不合格科目となった授業科目を再履修した場合、以前不合格となった授業科目は累計 GPA 算出対象外とする。

（成績不振学生への特別アドバイスと退学勧告）

第 12 条 本学部は、科目ごとの GP 及び学期や学年の累計 GPA は 2.00 以上が望ましい達成のレベルとし、全学生に評価 B 以上の成績をめざすことを求める。他方、成績不振の学生に対しては、GPA を目安とする「特別アドバイス」と、成績不振の状態をいつまでも続けることを防止するための「学業経過観察期間」並びに「退学勧告」の制度を設ける。なお、「成績不振学生」とは休学者を除く、各学年の半期終了時の GPA が 1.00 未満の者とする。

2 「成績不振学生」は、次の半期の期間、担任もしくは担任から指定された者と原則として所定の期間に面談し、「特別アドバイス」を受けなければならない。ただし、4 年次前期の時点（4 年前期開始時）で累計 GPA が 1.50 以上、かつ卒業に必要な単位数が 20 単位未満の 4 年生、及び 4 年次後期の時点（4 年前期終了時）で累計 GPA が 1.50 以上、かつ卒業に必要な単位数が 10 単位未満の 4 年生については、当該学期の「特別アドバイス」の対象から外れる。

(1) 次の半期に GPA が 1.00 以上になったときは、「特別アドバイス」の対象から外れる。

(2) 「特別アドバイス」の期間中に、連絡がとれず面談を実施することができない、或いは指定した面談を欠席した場合は、「学業経過観察期間」に入ることを、学部長から本人並びに保証人に口頭または郵送等により通知する。

(3) 「学業経過観察期間」中に、指定した面談に欠席した場合は、学部長が本人並びに保証人を呼び出し、口頭にて嚴重注意を伝える。この呼び出しに応じない場合は、郵送等により嚴重注意を通知する。

(4) 嚴重注意が 3 期連続し、または通算で 4 期となった場合、教授会の議を経て、学長が退学勧告を行うことができる。

3 前 2 項に定めるもののほか、成績不振学生への特別アドバイスと退学勧告の実施に関し必要な事項は別に定める。

（転学部）

第 13 条 転学部した学生の転学部する前に修得した単位の認定は、別に定める。

（外国人留学生及び帰国子女学生）

第 14 条 外国人留学生及び帰国子女学生の学修に関して必要な事項は、別に定める。

（3 年次編入学生に対する特例）

第 15 条 3 年次に編入学した学生については、編入学前に他大学等で修得した単位のうち、62 単位以下を本学の 1 年次又は 2 年次において修得したものとみなすことができる。

2 個々の編入学生に対する既修得単位の認定については、別に定める。

（細目）

第 16 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

2 この規程に定めるもののほか、学科の教育課程の履修に関して必要な事項については、教授会の議を経て学部長が定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 なお、平成 29 年 3 月 31 日に経営学科に在学する者並びに平成 29 年度及び平成 30 年度に編入学した者は、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 なお、平成 30 年 3 月 31 日に経営学科に在学する者並びに平成 30 年度及び平成 31 年度に編入学した者は、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、2019 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 2019 年 3 月 31 日に経営学科に在学する者並びに 2019 年度及び 2020 年度に編入学した者は、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、第 11 条及び第 12 条に規定する成績評価基準、成績不振学生への特別アドバイスと退学勧告は、2019 年 4 月 1 日に在学する者から適用する。

附 則

- 1 この規程は、2020 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 2020 年 3 月 31 日に経営学科に在学する者並びに 2020 年度及び 2021 年度に編入学した者は、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、第 5 条第 7 項に規定する 4 年次のゼミナールⅢ・Ⅳ、又はそれに相当する科目の授業科目履修者に求められる成績水準の設定は、2020 年 4 月 1 日に在学する者から適用する。

附 則

- 1 この規程は、2021年4月1日から施行する。
- 2 2021年3月31日に経営学科に在学する者並びに2021年度及び2022年度に編入学した者は、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、2022年4月1日から施行する。
- 2 2022年3月31日に経営学科に在学する者並びに2022年度及び2023年度に編入学した者は、従前の例による。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第12条第2項のただし書きで定める「特別アドバイス」の対象から外れる場合の要件については、2022年10月1日に在学する者から適用する。

附 則

- 1 この規程は、2023年4月1日から施行する。
- 2 2023年3月31日に経営学科に在学する者並びに2023年度及び2024年度に編入学した者は、従前の例による。
- 3 前2項の規定にかかわらず、改正後の第12条第1項、第2項、同項第2号及び第3項の規定は、2023年4月1日に在学する者から適用する。

別表

経営学部教育課程表

科目区分	授業科目の名称	授業形態	配当年次	単位数		備考	
				必修	選択		
基礎科目	基礎演習Ⅰ	演習	1	1		必修科目（6科目6単位）を修得しなければならない。	
	基礎演習Ⅱ	演習	1	1			
	基礎演習Ⅲ	演習	2	1			
	基礎演習Ⅳ	演習	2	1			
	英語Ⅰ	演習	1	1			
	英語Ⅱ	演習	2	1			
教養科目	ビジネスイングリッシュA	演習	1		1	「教養科目」から10単位以上修得しなければならない。	
	ビジネスイングリッシュB	演習	2		1		
	中国語（入門）	演習	1		1		
	中国語（中級）	演習	2		1		
	環境論	講義	1		2		
	地理学入門	講義	1		2		
	歴史学入門	講義	1		2		
	数理の基礎	講義	1		2		
	現代アメリカ社会入門	講義	1		2		
	政治学入門	講義	1		2		
	哲学入門	講義	1		2		
	スポーツ	実技	1		1		
関連科目	経済分野	経済学入門Ⅰ（ミクロ経済）	講義	1	2	「関連科目」のうち必修（5科目9単位）を修得し、なおかつ各分野からそれぞれ2単位以上、合計17単位以上修得しなければならない。	
		経済学入門Ⅱ（マクロ経済）	講義	1	2		
		国際経済	講義	2			2
		現代財政論	講義	3			2
		現代金融論	講義	3			2
		消費経済論	講義	3			2
	法律分野	法学入門	講義	1	2		
		ビジネス法A（ビジネス契約と法律）	講義	2			2
		ビジネス法B（公正なビジネスと法律）	講義	2			2
		ビジネス法C（仕事と法律）	講義	2			2
	コンプライアンス論	講義	3		2		

情報分野	情報処理入門	演習	1	1			
	ICTと現代社会	講義	1		2		
	ICTと企業経営	講義	2		2		
	データ処理基礎	講義	1		2		
	データ処理応用	講義	2		2		
	ネットワーク基礎	講義	2		2		
	情報社会とセキュリティ	講義	2		2		
	データベースシステム	講義	3		2		
	心理分野	心理学入門	講義	1	2		
		カウンセリング論	講義	3		2	
		コミュニケーション論	講義	2		2	
		経済・経営の心理学	講義	3		2	
		性格の心理	講義	2		2	
		消費者の心理	講義	2		2	
モチベーション論		講義	2		2		
マネジメント科目	経営学分野	経営学基礎Ⅰ	講義	1	2	「マネジメント科目」のうち必修（6科目12単位）を修得し、なおかつ経営学分野から10単位以上、会計学分野、マーケティング分野からそれぞれ6単位以上、合計34単位以上修得しなければならない。	
		経営学基礎Ⅱ	講義	1	2		
		経営戦略分析	講義	1			2
		企業論	講義	2			2
		経営組織論	講義	2			2
		経営管理論	講義	2			2
		経営分析	講義	2			2
		経営システム分析	講義	2			2
		経営管理と会計	講義	2			2
		イノベーション論	講義	2			2
		公益企業経営論	講義	2			2
		ファイナンス・ビジネス論	講義	2			2
		現代ビジネス講座Ⅰ	講義	2			2
		現代ビジネス講座Ⅱ	講義	2			2
		産業集積論	講義	2			2
		日本経営史	講義	3			2
		国際経営史	講義	3			2
国際経営論	講義	3		2			
経営戦略論	講義	3		2			

		経営統計学	講義	3		2
		経営情報論	講義	3		2
		ベンチャービジネス論	講義	3		2
		流通経営論	講義	3		2
		交通経営論	講義	3		2
		サプライ・チェーン・マネジメント	講義	2		2
	会計学分野	会計学基礎	講義	1	2	
		簿記原理Ⅰ	講義	1	2	
		簿記原理Ⅱ	講義	1		2
		原価計算	講義	1		2
		財務会計	講義	2		2
		監査論	講義	2		2
		税務会計	講義	3		2
		意思決定会計	講義	3		2
		業績管理会計	講義	3		2
		ファイナンス	講義	3		2
		国際会計	講義	3		2
		会計情報システム	講義	3		2
	マーケティング分野	マーケティング基礎Ⅰ	講義	1	2	
		マーケティング基礎Ⅱ	講義	1	2	
		マーケティング・リサーチ	講義	2		2
		流行論	講義	2		2
		消費者行動論	講義	2		2
		広報・広告論	講義	2		2
		ブランド論	講義	2		2
		デジタル・マーケティング	講義	3		2
		データ・ドリブン・マーケティング	講義	3		2
		グローバル・マーケティング論	講義	3		2
		サービスマーケティング論	講義	2		2
ビジネス科目	ファッション分野	ファッション基礎Ⅰ	講義	1		2
		ファッション基礎Ⅱ	講義	1		2
		ファッション・ビジネス	講義	2		2
		ファッション実技Ⅰ（服飾構成）	実習・実技	1		1

		ファッション実技Ⅱ（縫製基礎）	実習・ 実技	2		1	
		ファッション実技Ⅲ（服飾造形）	実習・ 実技	2		1	
		ファッション実技Ⅳ（服飾資材）	講義	2		2	
		ファッション産業論	講義	2		2	
		ファッション・ビジネス基礎	演習	1		1	
		ファッション・ビジネス実践	演習	3		1	
		色彩研究	講義	2		2	
		ファッション文化論	講義	3		2	
ビジネス科目	エンターテインメント分野	グローバル・コンテンツビジネス論	講義	1		2	
		エンターテインメント・ビジネス基礎	講義	1		2	
		エンターテインメントと消費者行動	講義	2		2	
		コンテンツマーケティング戦略	講義	2		2	
		メディアビジネス論	講義	3		2	
		アニメーションビジネス論	講義	3		2	
		ゲームビジネス論	講義	3		2	
		スポーツビジネス論	講義	3		2	
		デジタルコンテンツの著作権管理と契約	講義	2		2	
	トラベル・ホスピタリティ分野	トラベル・ホスピタリティ基礎	講義	1		2	
		観光地理学	講義	2		2	
		テーマパーク産業論	講義	3		2	
		レジャー産業論	講義	3		2	
		ホテル論	講義	2		2	
		観光デザイン	講義	3		2	
		地域プロデュース論	講義	3		2	
		旅行業（総合）	講義	2		2	
		ホスピタリティ論	講義	1		2	
		フード・ビジネス論	講義	2		2	
キャリア科目	ビジネス表現トレーニング	演習	1	1			「キャリア科目」のうち必修（6科目10単位）を含む10単位以
	キャリアデザインⅠ	講義	2	2			
	キャリアデザインⅡ	講義	2	2			
	キャリアデザインⅢ	演習	3	1			

	キャリアデザインⅣ	講義	3	2		上を修得しなければなら ない。
	キャリアデザインⅤ	講義	4	2		
	インターンシップ	実習	2		1	
ゼミナール	ゼミナールⅠ	演習	3		1	
	ゼミナールⅡ	演習	3		1	
	ゼミナールⅢ	演習	4		1	
	ゼミナールⅣ	演習	4		3	